

**山田俊男君**

私は12月の6日の本委員会におきまして、経済財政諮問会議の専門調査会並びに規制改革会議の専門委員会の在り方について議論をさせていただきました。とりわけ専門調査会や専門委員会のメンバーが市場原理を主張してやまない、さらには市場競争導入を主張してやまない動きにあることについて、メンバーの一新を行うべきではないかという議論もさせていただいたところであります。是非、バランスの取れた議論をできるよう、メンバーの構成について検討をいただきたいと存ずるところであります。

委員の任命について、例えば公募をするとか、それから広く国民の意見を聴く、透明性のある委員の選任を行う、こうした取組が何としてでも必要ではないかと、こう考える次第であります。内閣府中川副大臣のお考えをまずお聞きしたいと思っております。

**副大臣（中川義雄君）**

今、山田委員から大変貴重な御意見が出されました。私も、この規制改革会議のメンバーについてはいろいろと話があるということは聞いておりますが、ただ、これはあくまでも規制改革会議令に基づいて内閣総理大臣が任命することになっておりまして、私も内閣総理大臣に任命された副大臣でありますから、このことについて私の立場から云々することは大変難しいことだと思っております。

規制改革会議において農業に関するいろんな意見が出されておりますが、しかし、これはあくまでも規制改革の議員の方々が自ら研究して自ら調査した上での発言であって、これによって内閣が縛られるということにはなりません。ここはあくまでも諮問する機関であって、政策を決定する機関ではないと。我々、今の内閣においては立派な所管大臣その他がおりますから、しっかりとした政策を最終的には内閣の責任において決定されるものと、そういうふうに私は信じております。

**山田俊男君**

これも総理大臣に指名されておられます岩永副大臣にお聞きしたいというふうに思いますが、経済財政諮問会議の専門調査会の委員の中で、米価引き下げてなぜ悪い、農林省は米価引下げの政策をこそ推進すべきだと言ってはばからない委員もおいでになるわけであります。

それこそ総理の諮問機関であるわけでありまして、総理は自民党の総裁でもありまして、大変力の持った与党であるわけでありまして、そうした総理の諮問機関がこうした議論を行っているということについて一体どのようにお考えになるか、お聞きしたいと思います。

**副大臣（岩永浩美君）**

私も今は総理大臣に任命をされた副大臣の身であります。かねがね経済財政諮問会議の決定の在り方については疑念を抱いておりました。

御案内のとおり、議院内閣制の国会で最終的に結論を出すべきところ、仮に総理の諮問機関であったとしても、あくまでも諮問をする会議であってほしいし、それが本来の諮問会議の在り方だと、経済財政諮問会議の在り方だと私は思っておりますし、非常にやっぱり行き過ぎた発言がややもするとミスリードしてしまっているいろいろな問題が出てきていることは事実であります。

さきの内閣から今の福田内閣に替わってきて、正に国民の1つの政治に対する視点がやっぱり国民の生活中心の視点に変わっていくべきだという、その1つの要求にこたえてやっている福田内閣は、正に経済財政諮問会議の意見も尊重しながらも、やっぱり内閣が執行していかなければいけないその1つの責務を負って今やっていただいていることを私は高く評価をしたいと思います。

また、規制改革会議はあくまでも諮問会議と趣を異にいたします。学者の皆さん方がそれぞれの立場で御議論なさること、そして御提言なさることは多としても、現実の問題を十分に踏まえた中で率直な意見を言っていただくこともさることながら、やっぱりどこにどういう問題が出てきているのか、あるときには中立な、こういう問題が輩出するという公平な立場でやっぱり御提言をしていただくことを私たちは期待をしたいし、余りにも何か規制改革会議の中で偏った意見を非常に強く押し出されるというのはいかなるものかと私は思っております。

#### 副大臣（中川義雄君）

今、規制改革会議についての山田委員からの質問であります。確かに、御承知のように農村というものは経済的な側面だけで成り立っておりません。それぞれの集落がいろんなお互いに助け合ってやっている、その中心的な存在が農協と理解しております。

今、諮問会議の中で農協改革についての意見が出されておりますが、そういった点では、山田委員も系統の中で生きてきた人としてはいろんな意見があると思いますから、どしどし出していただきたい。そして、誤った判断を我が内閣がしないように、農水大臣もしっかりしておりますから、そのことを期待しております。

以上であります。

#### 山田俊男君

中川副大臣から激励をいただきまして、ありがとうございます。どんどん元気に議論をさせていただきたい、こう思います。大変ありがとうございました。

ところで、今もありました若林大臣からは是非お聞きしたいところでありますけれども、規制改革会議が農協中央会の監査につきましてこれを否定するような議論をされていて、そして公認会計士の監査を導入すべきだという議論をされているやに聞いているところであります。

農協と株式会社との間では組織やその性格は大きく異なるわけでありまして、当然そうなりますと監査の目的も異なっております。株式会社が公認会計士の監査をやっているから、

だから農協も公認会計士の監査を導入すべきだということは実態を全く無視した議論でしかない、こんなふうに思っております。

とりわけ農協中央会は500名以上の監査スタッフをそろえまして監査と指導が一体的になされる取組を行っているところでありますし、さらには、この中央会監査の中で公認会計士を活用する監査機能強化もずっと強めてきているところであります。今なぜ農協に公認会計士監査を導入しなければならないのか、どうしてこういう議論になるのか全く理解ができないところであります。若林大臣に是非、農協に規制改革推進会議が言うような形で公認会計士監査が導入されなければならないのかどうか、どう見解をお持ちか、お聞きしたいと存じます。

### 国務大臣（若林正俊君）

我が国の農業協同組合システムというのは世界からも大変に評価をされ、注目をされておりました。先般、私、中国に伺ったわけですけれども、中国の責任者との話の中でも、是非中国が農業、農村の発展のために日本の農業協同組合のシステムというものを勉強したい、いろいろな面で指導をし、協力を深めたいというような意向が示されております。それは、やはり先ほど中川副大臣がお話しになりました地域社会というようなものをまとめながらその中で農業の発展を考えていく、そして地域社会のまとめ、支援の中で農業生産が行われていくような環境条件を整えることに大変な効果を上げてきているということ、そのことが評価されているものだと私も考えているところでございます。

そこで、規制改革会議において、農協、あるいはまたさらに規制改革会議の議論の中には、森林組合や漁業協同組合にまで公認会計士による監査を導入をしてはどうかという意見があると承知いたしております。農協に限って申し上げますと、農協の外部監査というのは、お話しございましたように、農協の制度や事業に精通している全中が行うことと法律上定めておりました。中央会における農協指導と監査というのは車の両輪となって有効に機能していると評価をいたしているところでございます。そのため、公認会計士監査のように指導と結び付かない外部監査は、指導と一体となって機能している全中監査に、これを置き換えるというようなことはできないものだというふうに私は考えております。

また、全中監査とは別に公認会計士監査を求めるということを意味するとすれば、これは二重に監査を義務付けるということになるわけでありまして、いたずらに農協の負担を増すと。つまり、監査を受ける側が公認会計士の監査の費用を負担するという仕組みが日本の公認会計士制度でございますから、二重に農協に負担を掛けることになるということで私は適当ではないと考えております。

また、現在全中においては独立した監査機構というものを持っておりまして、その委員長は実は元大手の監査法人の会長をしておりました公認会計士の方を委員長に充てているわけでありまして、この独立の監査機構の中には五人の専任の公認会計士を実は配置をいたしております。さらに監査の実施、各都道府県の信連などの監査でございますが、監査の実施

に当たっては年間約90名の公認会計士と契約を結んでおりまして、それらの協力を得ながら監査の適正化に努めているところでございまして、こうした監査についても監査水準を高めるためにその一層の努力が必要であることは当然でございまして、今後とも、これら公認会計士の知見も得ながら監査の水準を上げていくということが方向ではないかというふうに思っているわけでございます。

したがいまして、規制改革会議に対しましてはこのような全中監査の役割などについて十分我々も説明をしながら、全中に対しましても監査の質の向上に不断に取り組んでいただきまして、指導と一体となった監査がより適切に行われるように全中に対しても求めてまいりたいと、このように考えているところでございます。

#### 山田俊男君

12月6日の、先般のこの委員会におきまして、私は内閣府の小島室長に対しましても質疑させていただきましたが、その際にも、規制改革会議の答申に当たってはあくまで当該農林水産省とそれから政府との間でしっかり一致したものについて盛り込むと、そういうことだというふうにお聞きしておるわけでありまして、今農林水産大臣の極めて的確な、また強いお考えが示されたわけでありまして、是非内閣府におかれまして、中川副大臣におかれましてそうした農林水産大臣の意向を踏まえて措置されるよう、是非お願いしたいと思います。中川副大臣に一言お願いします。

#### 副大臣（中川義雄君）

私も農村地帯出身者でありますから、農業には大変関心を持っておりますが、今の大臣の話聞いて、正直言って非常に安心しました。一生懸命農村の意向が、そしてまた、この規制改革会議というのは経済を中心としてということになっているんです。だから、社会とかそういうことになると少し弱い面もありますから、そういった点での専門家である大臣の話、私はそれが通っていくと確信しております。

#### 山田俊男君

ありがとうございました。

それでは、次の課題について農林水産大臣のお考えをお聞きしたい、こう思います。

この夏の参議院選挙におきましても大変大きな争点になりました品目横断経営安定対策につきまして、与党におきましても精力的な検討がなされておりました。さらにまた、若林大臣におかれましても、これまでの一律的な推進、全国一律的な基準の押し付け、これでは駄目なんだということで、農林水産省を挙げて全国の農業者、関係者から意見を聴くという取組をやってこられたと、こう聞いておりますが、これまでの検討の状況はどういうことになっているのか。おおよそ大事な見直しのポイントは骨格が定まったというふうに聞いておりますが、検討状況をお聞きしたいと思います。

**国務大臣（若林正俊君）**

品目横断的経営安定対策につきましては、委員も御承知のように本年度から導入されたばかりの新しいシステムということもありまして、制度に関する普及、浸透が十分でない、そのために現場で大変不安や不満の声が多く聞かれたところでございます。批判の声も強く上がってまいりました。

このため、私は、生産現場の生の声を把握するために本省課長以上の幹部が現場にもっと出掛けていって、説得よりもまず意見を聴いてくるのが先じゃないかということをお申しまして、いわゆる御用聞き農政という形でキャラバン隊を編成して全国各地に出掛けてまいりました。

その中におきまして、この対策の仕組みとか加入要件、あるいは事務手続、そしてまた集落営農の組織化とその運営などに関しまして実態に即した率直な意見が多数出されたというふうに感じております。それらを今集約をいたしまして、この品目横断的経営安定対策の改善策を詰めてまいっております。近々これを取りまとめられる、改善が決められるような状況になってきております。

このうち、加入要件につきましては、原則は維持しつつも、地域農業の担い手として周囲から認められ、熱意を持って営農に取り組むという人が本対策に加入できるような検討をしなければなりません。そしてやはり、それには市町村のレベルでいろいろな水田農業の展開ビジョンなどを作成をしてきて現場で指導的な立場に立っておりますから、そういう市町村側の意見が運営の面で反映できるような仕組みを今詰めているところでございます。

また、事務手続の煩雑さということが言われております。これにつきましては、交付金の支払時期がばらばらでありまして、かつ遅いという意見が非常に多く出されておりますので、なるべくこれらをまとめた額を早期に支払うことができますようにするとともに、提出書類などについても大幅に削減、簡素化するという具体的な詰めをし、これらについて地域の意見も内々に徴しているところでございます。

そのほか具体的な問題としては、小麦につきましては、急速に単収が向上した一部の地域について、近年の生産性向上努力が過去の生産実績に基づく支払の面積単価に的確に反映されていないという意見が出されておりますが、これらにつきましては小麦の国際相場が急騰しているという事情もあるわけでありまして、こうした中で先進的な産地に対してはどのような対応ができるのか、今具体的に検討をしているところでありますが、これらについては地域を生かしていくという立場で措置をしたいと、こう考えております。

**山田俊男君**

相当な検討、見直しが行なわれているという様子をうかがうことができました。

ところで、福田総理は所信表明におきまして小規模・高齢農家に対して配慮するということを言明されているわけでありまして、今も大臣の中で、地域の実情を踏まえて地域の関係

者による水田農業ビジョンの策定がなされて、そして、そのビジョンで選ばれたといいますが描かれた担い手について対象にしていくということも検討内容だと、こうおっしゃっていただいたわけで、是非それが具体的により地域の実態を踏まえたものとして進むことを期待したいわけでありますが、大臣が、加入条件、加入原則はこれは維持しつつと、こうおっしゃっておられる部分もあるわけでありますが、これまでのような一律的な基準を押し付けるとか一律的な推進をやるという中で、要は、加入条件は原則として維持しつつという中で、そうした一律的な基準を押し付けるようなことにならないように配慮が必要だというふうに思うわけでありますが、具体的には、高橋局長、この部分の検討状況をお聞きしたいと思います。

#### 政府参考人（高橋博君）

今、大臣からもお答えいたしましたとおり、今回の加入要件につきましては、やはり地域におけます実態の反映というものが要件あるいは特例措置を含めて用意しておりました制度ではやはり十分ではなかったということでございます。したがって、特にやはり市町村レベルにおけます実態、こういったものはやはり市町村レベルでよく把握できるということでございます。

ですから、原則で、例えばもう既にこの制度が行き渡りまして設立をされているようなところもあるわけでございますけれども、他方でそこが十分でない地帯もある。そういったものはやはり地域地域によりまして状況も異なります。したがって、原則によりまして設立した地域もあるわけでございますけれども、そうじゃないところ、届いてないところにおいてきちんとした市町村段階における判断で対応ができるような方向ということを現在、先ほどの水田農業ビジョン等々も含めて、生産調整との関連も含めながら現在検討しているということでございます。

#### 山田俊男君

是非この点は、例えばガイドラインを定めるみたいな形で、しかし、本当のガイドラインならいいんですが、そうじゃなくて、一律的な基準の押し付け等にならないように十分な配慮を持って進めていくということをやっていただきたいと思います。

もう一つ、これは高橋局長にお聞きしたいんですが、対象作物の拡大やそれからナラシ対策、これは米についてのナラシ対策の見直し、さらには緑ゲタ、黄ゲタと言われる、これは名称についても議論があるというふうにお聞きしているわけでありますが、これらの見直しについて、臨時的な措置なのか、いや、そうじゃなくて、品目横断経営安定対策のこれは来年度以降の恒常的な見直し対策なのかどうか、これについてどういう検討状況なのか、お聞きしたいと存じます。

**政府参考人（高橋博君）**

何点が御質問ございました。簡潔にお答えさせていただきたいと思いますが、まず対象作物の関係でございますけれども、これにつきましては様々な地域から様々な御要請がございますけれども、やはり今回の品目横断というのは、その趣旨にもございますように、米あるいは麦、大豆などの土地利用型の作物ということだと思っております。そのこのところをどうしていくのが非常に重要でございます。

そうしました場合に、このような土地利用型作物について、構造政策的に行っていく本対策で対象にしていくのがいいのか。あるいは地域の特産的なものとして、これについては、はっきり言うと生産を全部振興するという形になりますので、そういう生産振興的な形で対処をしていくのがいいのかどうか。あるいは、例えば品目横断の場合には、収入減少緩和対策の場合には農家の拠出金も必要となっております。そういう拠出金まで求めていく必要があるのかどうか。そういったようなことについてきちんと慎重に検討した上で、例えば生産対策で行う方がより適切であれば、そのこのところに対応する方がいいのではないかなというふうに思っております。

それから、2つ目に、いわゆる収入減少影響緩和対策につきましては、特に本年については米価の関係でお米の問題が当初非常に大きな課題になっております。近年のセンター価格、大分上昇基調に転じておりますので、その部分についての御議論というのについては、最終的には来年3月までの価格を見なければならぬわけでありましてけれども、原則として10%程度の価格下落に対応できるような制度設計にしておりますが、万が一、万が一その拠出を上回ったような場合が生じた場合についても、やはり農家の不安感の払拭という観点から、やはり対応を何らかの形で行っていく必要があるのではないかなということ現在検討しておりますし、また来年以降はこのような拠出不足というようなことがないような制度について、何らかの形で対応ができないかということ今詰めておるところでございます。

最後に名称の関係でございますけれども、やはり私ども、農家に分かりやすくというような形で略称等を考えてまいりましたけれども、この委員会の場でもいろいろな意味で分かりにくいというような御批判がございました。黄ゲタ、緑ゲタにいたしましても、WTOという頭がございます。WTOの発想がございますので緑とか黄というようなものを入れているわけでございますけれども、やはりこれはなかなか農家には分かりにくいというようなこともございますので、この辺の説明ぶりについても、きちんと早急に分かりやすい対応をしてまいりたいというふうに思っております。

**山田俊男君**

担い手づくりの大きな柱となるべく集落営農について、現況、米価の低迷もあって大変苦しい運営になっていると聞いております。集落営農は、小規模・高齢農家の対策として、また農地の団地的な集積という観点で大変重要な方策の一つでもあります。集落営農の初期投資、さらには機械等の買換えが生じた場合の負担の軽減、これが集落営農を生かしていく、

維持していく、発展させていく、そのための大きな手だてというふうに言われておりますし、私も考えております。その場合の農業機械のリース等、これが大変有効だというふうに言われておるわけではありますが、これらの支援措置の充実が重要だと考えます。

この点、高橋局長、お聞きしたいんですが、どういう検討状況になっていますか。

**政府参考人（高橋博君）**

集落営農組織に対します機械リース、非常に重要な施策ということで、また有効な施策であるというふうに私どもも認識しております。

したがって、20年度予算に向けまして、夏の概算要求段階におきましてもこのリース料の一部助成というようなことについて盛り込んでおるところでございますけれども、先ほどもございました現場の様々な御意見等を踏まえて、更にこの事業の拡充ということについて現在、最終の検討を進めているところでございます。

特に、この集落営農につきましては、例えば農協等が整備した機械施設、これを集落営農にリースするような形態というようなことについても考えられないか、あるいはリースの一部助成についてもう少し上乗せができないかというようなことにつきまして現在、最後の詰めを行っているところでございます。

**山田俊男君**

年が押し迫っても国会をこうして開会しているわけでありまして、農作物はそれこそ季節の変動に合わせて育っていくわけでありまして、種もまくわけでありまして、今、農業生産にとって極めて大事な品目横断経営安定対策について、農業者は期待し、また不安を持ってもう一杯であります。是非ここ、若林農林大臣、さらには岩永副大臣、これまでも頑張ってきてもらっておりますが、これらの期待にこたえるべく全力を挙げて対策を講じていただきたい、こう思います。

若林大臣の決意をお聞きしたいと思っております。

**国務大臣（若林正俊君）**

委員が情熱を込めていろいろと御意見を賜りまして、また御提案もございました。そういう御意見、そしてまた現場の声をしっかりと受け止めた上で、この仕組みが現実に有効に作用するように、効果を上げていけるように我々全力を挙げて取り組んでまいりたいと思っております。

**山田俊男君**

岩永副大臣、ございますかね。

## 参議院農林水産委員会 / 2007 年 12 月 18 日

**委員長（郡司彰君）**

いや、時間ですから。

**山田俊男君**

時間ありませんね。はい、分かりました。大変ありがとうございました。